

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年2月10日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館（駐輪場）8階大会議室

### 農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今日は、大変お忙しい中に総会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、先月より、中国によってコロナウイルス感染症が拡大して、日本にも大変ちょっと大変騒々しくて騒いでおるわけでございますけれども、皆様方も絶対ウイルスにかからないように健康に十分注意されまして、お願いしておきます。

また、今日は、農地法の規定に基づく許可申請や農用地利用集積計画が主な議題となっているわけでございます。今日の議題がスムーズにいくように、よろしく願いしておきます。

事務局 総会に入ります前に、ここで議案の修正があります。

事務局 議案の修正をお願いいたします。  
議案（別冊）の第1号議案、農地法第3条の3ページをお開きください。3ページの、議案番号13番の譲受人の法人格、株式会社の「社」がちょっと印刷ができておりませんで、漏れておりますので、株式会社の「社」の追記をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。  
以上です。

事務局 よろしいでしょうか。  
では、総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。  
それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には、24番の宮本淳一委員と1番の赤木英雄委員、書記に事務局の安永賢司主任主事を指名いたします。よろしく申し上げます。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請でございます。  
それでは、第1号議案、農地法第3条に基づく許可申請、23件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の判断基準により、地区委員会での協議のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。  
1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。  
1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。  
以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元の委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、2番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、子へ貸付けによる使用貸借の申請です。借り人はミカン、梨を作られる兼業農家で、許可後はミカン、梨を作られる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び

露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上8件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びナスを作付されており、許可後は水稻及びナスを作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を

作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。なお、譲受人は週末帰省の上、耕作されており、将来営農されることを地区委員会にて確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

#### 18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

13番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による賃貸借権設定の申請です。譲受人の法人はソバ、露地野菜を作付されており、許可後はソバ及び露地野菜を作付される計画です。

14番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はブドウ、キウイ、スモモを作付されており、許可後はブドウ、キウイ、スモモを作付される計画です。

15番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、メロン、麦を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、13番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、16番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

16番から20番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のため所有権移転を設定される申請です。譲受人は水稻、ブドウを作られる兼業農家で、許可後はブドウを作られる計画です。

17番と18番は関連です。独立就農のため賃貸借権を設定される申請です。許可後はブドウ、ブルーベリーを作られる計画です。先日の地区委員会においていただき、営農計画等の聞き取りの結果、何も問題ないことを確認いたしました。

19番です。経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、キュウリを作られる専業農家で、許可後は水稻、キュウリを作られる計画です。

20番は、経営拡張のため使用賃貸借権を設定される申請です。譲受人は水稻、ブドウを作られる兼業農家で、許可後は葉物野菜を作られる計画です。

以上5件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より16番から20番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、21番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

21番から23番についての説明をいたしたいと思います。

21番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請であります。譲受人は水稻と柿を生産する専業農家で、許可後は柿を生産する予定であ

ります。

22番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請です。譲受人は水稻、カボチャを生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付される予定であります。

23番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを生産する予定であります。

以上3件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、21番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、後の第3号議案、5条許可申請の2番と関連で、共同住宅に転用するための申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、5条申請と合わせた総事業面積877㎡に共同住宅2棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年12月31までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上、1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討した

ところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

2番と3番は関連です。2番及び3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

堆肥舎及び畜舎建設のための転用申請です。農地区分は農業振興地域内の農用地域で、農業用施設用地として用途変更がなされています。農用地域は原則不許可ですが、農業用施設については不許可の例外に該当します。2番は、土地利用計画は事業面積3,047㎡、うち堆肥舎建設面積689.9㎡及び堆肥置場と車両旋回場などとして転用するものです。3番は、事業面積2,589㎡のうち、畜舎建築面積1,478㎡で、転用面積としてはそれぞれ適当と思われます。土砂の流出は被害防除などの心配はないものと思われます。申請地は、平成元年と平成9年に土地改良事業によって農業用施設用地として換地処分がなされ、堆肥舎及び畜舎を建設し、現在まで使用してきたものです。地目変更については、当時の換地事業の中でなされているものと思っておりましたところ、今般、指摘を受け、地目変更が未了であったことが分かりましたので、適正に地目変更を行うために申請しましたとのてんまつ書が添付されています。本件につきましては、熊本市農業政策課宛てに意見照会を行いましたところ、既に農業用施設用地として用途区分変更済みであるとの回答がありました。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地条件、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。



一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、2番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、18件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、使用貸借権を設定し個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積363.57㎡に個人住宅を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課との協議中であることを確認しております。なお、申請地の一部が宅地として利用されておりますが、農地法の許可が必要と知らず、以前より無断で使用してきたことを反省する旨の始末書が添付されています。

2番は、関連する前の第2号議案、4条許可申請の1番でご説明したところです。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、建設業を営む法人が使用権貸借権を設定し資材置場へ転用するための申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地化率が40%を超える区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、近隣で行われる建設工事に伴って発生する土砂約1万m<sup>3</sup>を原材料として使用するために置場として整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

4番と5番は関連で、第2種社会福祉事業を行う法人が所有権を移転して運動場へ転用するための申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の占める面積、宅地化率が40%を超える区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用者が運営する認定こども園の運動場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権を移転して建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がり10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、住宅が集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断しました。代替地についても検討されています。土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積604.47m<sup>2</sup>に建売住宅3棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認

しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上4件について、先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、3番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次、7番です。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、土木建築業を営む法人が賃貸借権設置による駐車場及び資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用予定の法人が所有する重機等の車両7台分の駐車場と建築用機械及び建築用資材置場として利用するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番と9番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,130.40㎡に建売住宅4棟及び敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地へ

の被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の回答書の提出がなされております。工事計画は、令和2年3月10日から令和3年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、7番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、不動産の売買などを営む法人が農地を所有権移転し建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,520㎡に木造2階建て住宅10棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議中とのことです。工事計画は、令和2年4月30日から令和4年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、11番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

11番と12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、個人による所有権移転による太陽光発電設備への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積593.31㎡に太陽光発電設備太陽光パネル234枚、太陽光発電容量72.54kwの発電設備を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、九州電力からの工事費用負担金請求書の写しの提出もなされております。工事期間は、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

12番は、使用権貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和2年3月1日から令和2年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、13番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

13番から15番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、令和元年9月の総会に上程しましたが、1月に、計画敷地の変更を理由により取下げられ、北側の地盤改良と西側擁壁工事の実施に伴い、今回、新たに申請となったものです。使用貸借による権利を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造2階建て1棟で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、排水同意等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。工期は、許可日から令和2年12月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発指導課とは本申請中で、集落内開発制度指定区域内です。

14番は、1月10日に開催された農業委員会総会で、転用に係る地役権の協議について調整がなされておりましたので継続審議となっております。今回、地役権者から同意書の提出がっております。貸貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル299枚、発電量89.7kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年2月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、1月10日に開催された農業委員会総会で、転用に係る地役権の協議について調整がなされておりましたので継続審議となっております。今回、地役権者から同意書の提出があります。貸貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域にある農地で、第2種

農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル337枚、発電量101.1kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年2月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、3件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、13番から15番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

16番から18番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、農家住宅建設のための使用貸借権設定による転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平家建て建築面積177.62㎡などで、転用面積は適当と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。集落に接続しており、許可基準を満たしていると思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は、令和2年12月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

17番は、分家住宅建設のための使用貸借権設定による転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、その地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものについては、不許可の例外に該当します。土地利用

計画は、木造2階建て建築面積63.34㎡1棟と庭などで、配置図から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。開発許可が必要で申請中です。代替地の検討もなされており、事業計画、融資証明などもそろっております。工事は、許可後速やかに着手し、令和2年7月25日までの予定です。

18番は、建売住宅建設のための売買による所有権移転での転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、その地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものについては、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、木造2階建て建築面積46.37㎡6棟とごみ置場、開発道路などで、配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明などもそろっております。工事期間は、令和3年2月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、16番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細13ページの1番から16ページの12番までの合計12件で、1番が公社からの売渡し、2番から11番までが公社による買取り、12番が相対による売買です。面積は12件合わせまして、田1万5,939㎡、畑1万516㎡の、合計



2万6, 455㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの13番から25ページの38番までの合計26件です。契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が10件で、面積は26件合わせまして、田6万9, 874㎡、畑1万6, 810㎡の、合計8万6, 684㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は畑作物、果樹、花卉、麦、水稻、露地野菜、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細25ページの39番から27ページの45番までの合計7件です。契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が1件で、面積は7件合わせまして、田2万8, 652㎡、畑3, 805㎡の、合計3万2, 457㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は大豆、水稻、工芸作物です。

続きまして、第5号議案です。

28ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借になります。明細29ページの1番から33ページの7番までの合計7件です。契約期間別では、6年未満が1件、10年以上が6件で、面積は7件合わせまして、田4万7, 965㎡、畑1, 130㎡の、合計4万9, 095㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案別冊のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から10番までの合計109件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 次に、次第6のその他ですが、何もございません。以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものには、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉会 午後3時48分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年2月10日

会 長 森 日出輝

署名委員 宮本 淳一

署名委員 赤木 秀雄

書 記 安永 賢司